

第3章 調査結果の分析と考察

人権教育・啓発と人権意識

京都大学 名誉教授

上杉 孝實

1. はじめに

2000年に制定された「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」では、第2条で「この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）をいう。」と規定している。法に基づく国の「人権教育・啓発に関する基本計画」でも示しているように、教育には学校教育や社会教育があり、社会教育には地域・職域等での学習が含まれ、啓発活動には広報活動以外にも様々なイベントやメディアの活用などがあって、多様なものが含まれている。

この調査では、問21で学校での人権問題についての授業経験、問22で市町村、地域、職域、NPOなどの行った人権問題に関する研修会・講演会と、府の人権フェスティバルへの参加状況を尋ねていて、これらが人権意識等にどのように関連しているかを見ることによって、その効果と課題を考えたい。問23で参加しやすい研修会やイベントについて尋ね、問24で人権問題についての情報を得たり学習に利用したりするメディアなどについて回答を得ているので、これらについても、上記の教育・啓発事業への参加との関係を探りたい。

学校教育について、この調査では学校歴は尋ねていないので、例えば「高校・高等専修学校で学んだ」、あるいは「短大・大学・専門学校（それ以上の学校も含む）で学んだ」の選択肢に○の回答がなされていても、それらの学校に在籍した人のうちどれだけの比率の人が人権問題を学んだのかはわからない。ただ、これらの学校で人権問題を学んだ場合と、義務教育学校でなされた人権問題学習を経験した場合とを比較することはできる。

また、研修会や講演会の参加でも、5年以内にそれぞれの催しに何回参加したのかは不明である。これまで各地でなされた調査結果では、不参加に比べ1回でも参加した場合は、人権意識に差が見られるが、2～3回程度の参加ではあまり変化はなく、数回以上になると大きな変化が見られる。今回は、これに準じる扱いとして、問22の選択肢として挙げられた5つの催しのうち参加した種類の数が、人権意識等にどのように関連しているかを調べた。3種類以上の参加者数は少なく、統計上の分析が困難であるので、不参加、1種類だけの参加（低群）、2種類の参加（中群）、3～5種類の参加（高群）の4グループに分けて考察した。

2. 人権教育・啓発の機会

(1) 学校教育

人権問題について、小学校で学んだ人が46.2%、中学校で学んだ人が43.8%、高校・高等専修学校で学んだ人が26.5%、短大・大学・専門学校（それ以上の学校も含む）で学んだ人が9.7%、「学校で学んだことがない」という人が7.8%、「はっきりと覚えていない」という人が27.0%、無回答が2.5%である。性別による差は乏しい。部落問題（同和問題）が教科書で取り上げられるようになったのは、1970年代のことであり、それまで副読本等を用いて人権問題を扱う学校はあったものの、教科書で積極的に人権問題を取り上げて学ぶことは少なかったため、60歳代以上では、学校で学んだことがない人が多く、「はっきり覚えていない」との回答も多くなっている。若い年代で学んだ人が多いが、20歳代以下でも、「はっきり覚えていない」が10.1%ある。若い層を中心に高等教育機関での人権問題学習経験者も増えているが、進学率から考えて、多いとは言えない。義務教育学校とは異なり、人権問題の科目が選択制になっていることが多いことの影響がある。

(2) 府主催の人権啓発フェスティバル

この5年間に参加したことがない人が95.2%で、性別による差はなく、年代差もほとんど見られない。公務員、家族従事者、中部地域居住者は、他より少ないとはいえ80%台の不参加者である。参加して人権問題に対する理解・認識が深まったか尋ねた結果、参加者74人のうち、「深まった」が17.6%、「どちらかと言えば深まった」が36.5%、「変わらない」が18.9%、「わからない」が27.0%で、過半数が肯定的に捉えているものの、半数近くはあまり影響を受けていないのである。

(3) 市町村主催の研修会・講演会

この5年間に参加したことがない人が92.2%で、性別による差はなく、年代差も大きくはない。公務員の70.3%、家族従事者の83.9%が不参加で他は90%台の不参加である。北部地域では84.3%、中部地域では77.5%の不参加で、人口の多い京都市や南部地域より不参加者が少ない。参加者120人のうち、理解・認識が「深まった」が24.2%、「どちらかと言えば深まった」が42.5%、「変わらない」が22.5%、「わからない」が10.8%である。3分の2が何らかの効果を認めている。

(4) 地域の自治会・団体等が主催の研修会・講演会

この5年間に参加したことがない人が92.0%で、性別や年代による差は大きくない。公務員の81.3%が不参加である。ここでも北部地域は86.1%、中部地域は73.8%の不参加で京都市や南部地域より不参加は少ない。参加者122人のうち、理解・認識が「深まった」が20.5%、「どちらかと言えば深まった」が41.8%、「変わらない」が21.3%、「わからない」が16.4%で、6割が効果を認めている。

(5) 勤めている職場での研修会・講演会

この5年間に参加したことがない人が83.4%で、男性は20.4%が参加しているが、女性は14.0%の参加でやや少ない。30歳代から60歳代までの人が20%台参加していて、公務員では75.0%、従業員30人以上の企業等の勤め人の30.2%が参加しているが、それ以外は1割あるか

なしの参加である。後期中等教育機関や高等教育機関で人権問題を学んだ人がそれぞれ28.4%、30.5%とやや参加が多い。地域差は見られない。参加者254人のうち、理解・認識が「深まった」が28.7%、「どちらかと言えば深まった」が43.7%、「変わらない」が18.1%、「わからない」が9.4%と、4分の3近くの人が効果を認めていて、他の催しよりも肯定的回答が高率である。

(6) NPO等が主催の研修会・講演会

この5年間に参加したことがない人が95.4%で、性別による差はなく、年代差や職業差も乏しい。NPOの数が影響しているのか、中部地域や京都市で他地域よりも若干参加が多い。また、後期中等教育機関や高等教育機関で人権問題を学んだ人は、それぞれ7.4%、12.2%が参加していて、義務教育学校で学んだという人、学校で学ばなかったという人よりもやや参加者が多めである。71人の参加者のうち、理解・認識が「深まった」が26.8%、「どちらかと言えば深まった」が35.2%、「変わらない」が22.5%、「わからない」が15.5%で、6割の人が効果を認めている。

(7) 不参加者の希望の人権研修等

不参加者に対して、どのような研修会やイベントであれば参加したいと思うかを尋ねた結果は、「わからない」が51.8%と多い。人権問題への関心や参加意欲そのものの喚起が課題となっている。この答えは男性に多く、北部地域では63.6%ある。学校で学んだかどうかははっきり覚えていない人も62.8%がこの答えを選んでいる。

「インターネットで自由に閲覧できる研修会、講演会、イベント等」が15.9%で、家族従事者、学生がそれぞれ26.1%、25.5%と比較的多い。人権問題を高等教育機関で学んだ人では33.3%がこの答えを選んでいる。「人権問題の実態を見たり、当事者の話を聞くような研修」は12.2%で、女性に若干多く、家族従事者の21.7%、学生の23.6%がこれに反応している。「住んでいる地域での研修会、講演会、人権啓発フェスティバル等」は11.5%で、家族従事者はこの答えが30.4%と多く、中部地域も31.3%と高率である。北部地域は5.1%と少ない。「勤めている職場での研修会や講演会等」は10.2%で、20歳代以下で21.2%と多く、公務員の35.7%、従業員30人以上の企業等で勤めている人の24.9%に選ばれている。人権問題を高等教育機関で学んだ人も20.7%が反応している。

(8) 人権教育・啓発事業への参加度

平成23(2011)年実施の調査、平成26(2014)年実施の調査では、いずれも人権問題に関する教育・啓発事業への参加を一括して尋ねているので、事業の種類別の比較はできないが、令和2(2020)年調査でのいずれかの事業への参加者が23.9%、いずれにも不参加が76.1%であるのに対して、前々回は15.0%の参加、81.8%の不参加、前回は15.2%の参加、83.4%の不参加であるので、今回は少し参加が増えたことになる。参加の効果についても、これまでの調査では事業の種類を問うていないが、「深まった」が前々回は27.9%、前回は27.9%、「どちらかと言えば深まった」が前々回は52.0%、前回は59.8%であるので、今回それに相当するのは職場での研修・講演会であって、それでもこれまでより低い値である。

今回の参加した事業の種類の数に合わせて、不参加を0点、1種類の参加を1点、2種類の参加を2点、5種類の参加を5点というように点数化して、1人当たりの平均点数を見ると、0.42点となる。男性は0.49、女性は0.37で男性がやや高い。60歳代が0.54であるのに対して、

20歳代以下、80歳以上はどちらも0.28と低い。公務員は1.47と高く、家族従事者も0.52で高い方である。地域別では、中部地域が0.86と高率で、北部地域の0.54がこれに次いでいる。人権問題を高等教育機関で学んだ人は0.81、後期中等教育機関で学んだ人は0.71、中学校で学んだ人は0.54、小学校で学んだ人は0.51であるのに対し、学校で学んだ経験がない人は0.21、はっきりと覚えていない人は0.26と低率である。1点を低群、2点を中群、3・4・5点はそれぞれ少ないのでまとめて高群とすると、不参加のゼロ群が76.1%、低群が14.2%、中群が4.9%、高群が4.8%となる。

(9) 人権問題の情報源・学習方法としてのメディア等の利用

人権問題について情報を得たり、学習をするためによく利用するものとして「ラジオ・テレビ」が47.5%、「新聞の記事・意見広告」が42.8%、「府や市町村等の広報誌、冊子」が33.6%、「インターネット」が32.9%、「映画・DVD・ビデオ」が12.0%、「雑誌や週刊誌の記事」が10.0%の順に多く、「人権問題に関する書籍」、「様々な人権問題の解決に取り組むNPO法人等の活動等」、「社内報」、「人権劇など、地域の人権問題をテーマにした住民自らの取組」は、それぞれ一桁の比率である。

「ラジオ・テレビ」は女性に多く、また50歳代、60歳代、70歳代で半数以上である。家族従事者が71.0%と特に多い。「新聞の記事・意見広告」は若い人は少なく、年齢が高くなるにつれ増え、60歳代以上では半数を超えている。家族従事者の61.3%、無職の56.8%、家事従事者の54.2%など、家にいることの多い人で高率である。「府や市町村等の広報誌、冊子」は女性に多く、20歳代以下は少なく、30歳代から増え、特に60歳代以上で多くなる。公務員の46.9%、会社などの役員の42.4%、無職の42.1%、家族従事者の41.9%、家事従事者の39.4%などが目立つ。中部地域で56.3%と他地域より高く、北部地域の44.0%がこれに次いでいる。「インターネット」は男性に多く、20歳代以下で67.1%を占め、30歳代でも61.5%である。学生は63.2%と高率であり、従業員30人以上の企業等の勤め人、従業員30人未満の企業等の勤め人のそれぞれが51.7%、50.0%が多い方である。「映画・DVD・ビデオ」は女性に多く、20歳代以下では27.2%である。

人権問題を高等教育機関で学んだ人は、「インターネット」、「映画・DVD・ビデオ」、「人権問題に関する書籍」が、小中高校で学んだり、学校で学んだことがなかったり、覚えていない人よりも多い。人権問題を学校で学んだことのない人は、これらは少なく、「府や市町村の広報誌、冊子」、「新聞の記事・意見広告」が他の層より多い。また、催しへの参加度が中群や高群では、「府や市町村の広報誌、冊子」、「新聞の記事・意見広告」、「映画・DVD・ビデオ」、「様々な人権問題の解決に取り組むNPO法人等の活動」が、他の群より多い。低群では、「インターネット」が他の群より多い。

(10) まとめ

すべての人が学ぶことになっている小中学校といった義務教育学校で、人権問題を積極的に取り上げるようになって半世紀になり、それを経験した人が多くなっているものの、若い層でも「はっきりと覚えていない」が1割強あることに注目しなければならない。教育全体の中での位置づけが重要である。後期中等教育機関になると私学も増え、学校差も顕著になり、進学率から考えても、小中学校に比べ人権問題学習経験者が少ない。高等教育機関の場合、経験者が一層少なくなるが、そこでは科目としての学習が意識されていて、選択科目であるところが多いことが関係していると考えられる。これらの学校での累積学習の効果は大きいことが

示されているのであり、学習者の増大が課題となる。

地域や職場での人権問題学習の機会への参加は、まだごく少数に限られていて、過去との比較でも伸びは小さい。参加者の評価としては肯定的なものが過半数あり、職場研修では、比較的参加率も高く、効果を肯定する人の率も高い。地域での催しには、家で仕事をしている人や無職の人が参加しやすいのに対し、曜日・時間などを工夫しないと勤め人の参加は容易でない面がある。その点からも職域における学習機会の整備は、成人教育として重要である。地域での学習機会への参加は任意性が高いだけに不参加も多いが、地域のまとまりの強いところでは、参加が多くなっている。参加は少ないものの、都市部などではNPOの活動が刺激を与えることになる。

不参加者の場合、人権問題への関心や参加意欲そのものに問題がある人が多い。学校での人権教育が不十分な場合、この傾向が強くなっている。学校教育で人権問題学習を経験することによって、社会教育における人権学習への参加が支えられている。各種メディアやインターネットなどで、居ながらにして学ぶ機会の増加も重要になる。インターネットの利用は催しへの参加が少ない層でも多く、若い層では多数の利用が見られるので、人権教育・啓発でもその活用が促進されなければならない。

3. 学習への参加と人権意識

(1) 人権尊重の感じ方

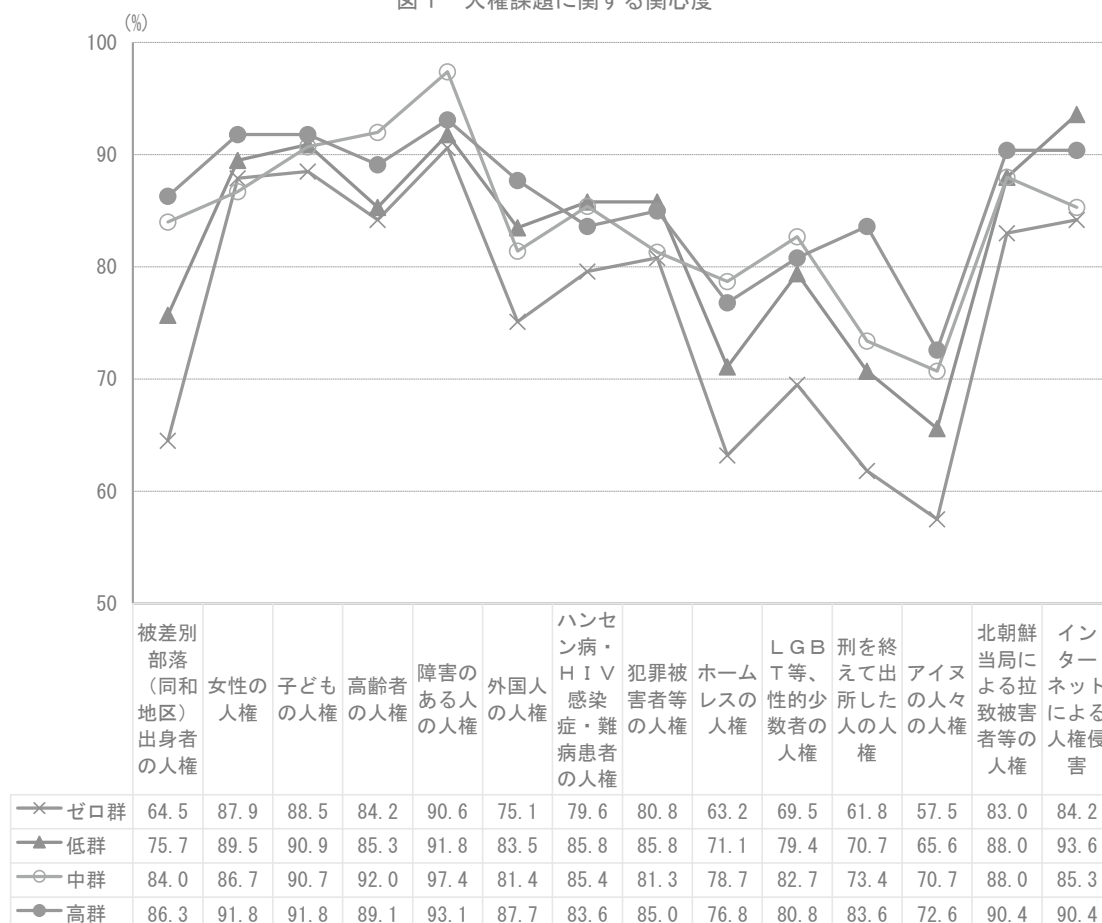
府民の人権意識が10年前より高くなっているということ、「そう思う」「どちらかといえばそう思う」と答えた人は42.7%で、2011年調査の38.8%を上回っている。人権教育・啓発事業への参加高群では54.7%がこの答えを選んでいて、他の群よりも高率である。参加度が低いほど、「わからない」が多くなる。しかし、京都府が人権尊重社会になっているかについては、「そう思う」「どちらかといえばそう思う」との答えが25.6%で、2011年調査の27.5%を若干下回っている。「そう思わない」「どちらかといえばそう思わない」の否定的反応は17.3%で、2011年調査とほとんど差はない。「どちらともいえない」が多くなっているのである。参加度中群で22.6%と肯定的回答が少ない。人権意識が高まることによって、これまで見過ごしていた人権侵害への気づきも強まってくることも考えられるが、ヘイトスピーチやインターネットを通じての差別事象などが目立つことによって、人権尊重社会とは言いがたいのである。

(2) 人権課題に関する関心度

国の「人権教育・啓発に関する基本計画」などでも掲げられた個人人権課題間で、「関心がある」「少し関心がある」を合計すると、多い順に「障害のある人の人権」91.3%、「子どもの人権」89.1%、「女性の人権」88.1%、「インターネットによる人権侵害」85.9%、「高齢者の人権」85.0%、「北朝鮮当局による拉致被害者等の人権」84.3%、「犯罪被害者等の人権」81.8%、「ハンセン病・HIV感染症・難病患者の人権」81.0%、「外国人の人権」77.2%、「LGBT等、性的少数者の人権」72.1%、「被差別部落（同和地区）出身者の人権」68.1%、「ホームレスの人権」65.7%、「刑を終えて出所した人の人権」64.7%、「アイヌの人々の人権」60.0%となっている。

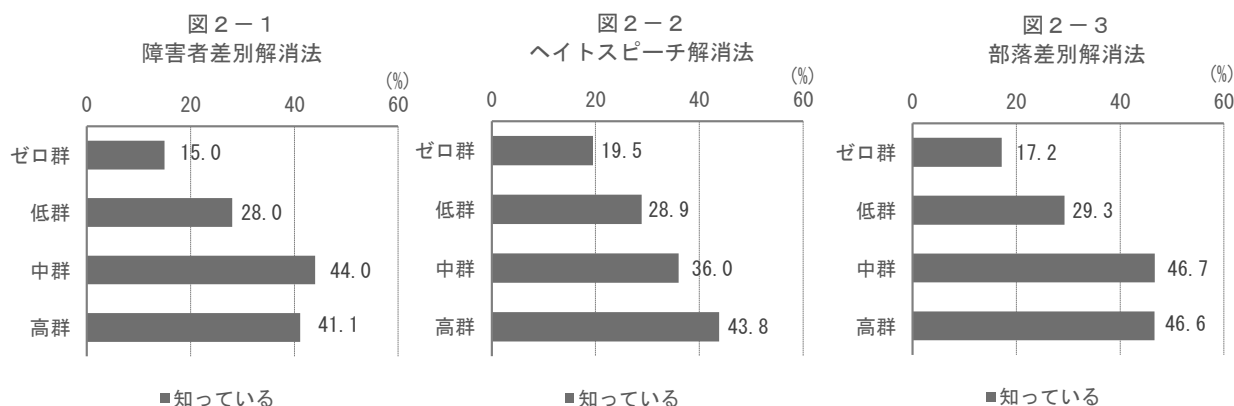
人権教育・啓発事業への参加高群で、全体の数値を大きく上回っているのは、「外国人の人権」87.7%、「被差別部落（同和地区）出身者の人権」86.3%、「刑を終えて出所した人の人権」83.6%、「アイヌの人々の人権」72.6%などである。中群でも、「被差別部落出身者の人権」84.0%、「アイヌの人々の人権」70.7%など、かなり数値が高くなっているものがある。これらの人権課題については、学習によって関心が高まることが顕著であると考えられる。概して、参加ゼロ群では、低い値になっている。また、関心を持つ人は、人権問題を学校で学んだ経験のない人や覚えていない人では少なく、高等教育機関で学んだ人に多い傾向がある。

図1 人権課題に関する関心度



(3) 人権に関する法律の認知度

2016年施行の人権関係の法律について「内容をよく知っている」「内容を少し知っている」を合わせると、「障害者差別解消法」は19.5%になるが、教育・啓発事業参加高群では41.1%、中群では44.0%、低群では28.0%、ゼロ群では15.0%というように、格差が見られる。「ヘイトスピーチ解消法」は22.8%であるが、参加高群では43.8%、中群では36.0%、低群では28.9%、ゼロ群では19.5%とここでも差は大きい。「部落差別解消法」は21.7%で、参加高群では46.6%、中群では46.7%、低群では29.3%、ゼロ群では17.2%であって、やはり顕著な差が見られる。法律の認知には学習効果が大きい。「名称は知っている」「知らない」が「障害者差別解消法」でそれぞれ25.0%、54.6%、「ヘイトスピーチ解消法」でそれぞれ35.3%、40.8%、「部落差別解消法」でそれぞれ29.3%、48.0%であることから、これらの周知の機会を増やさなければならない。人権問題を上級学校で学んだ人に知っている人が多い。



(4) 障害者問題

障害のある人の人権に関する理解度を確かめる事例として、「補助犬を連れてくることを理由に、入店を断られることは問題である」についての回答を見ると、「そう思う」と「どちらかと言えばそう思う」と肯定的回答が計89.0%あり、人権教育・啓発事業への参加度にあまり関係はない。「多動の子どもがじっとすることができないことを『親のしつけが悪い』と言うのは間違っている」については、肯定的回答は80.2%で、人権問題を学校で学んだことがないという人や覚えていないという人では、学んだ人より少なくなっている。人権教育・啓発事業への参加度による差は大きくない。「精神に障害のある人に対しては、なんとなくこわいというイメージがあり、不安を感じる」については、肯定的回答が62.2%と高率であり、精神障害に理解を持つ人が少なくなっている。この答えは、高等教育機関で人権問題を学んだ人には少なく、人権教育・啓発事業への参加が高群の場合は43.8%、中群では44.0%であるのに対し、低群では64.7%、ゼロ群では64.2%で、学習参加の効果が考えられるが、さらなる学習が必要である。「企業は利潤が第一なのだから、知的障害者や精神障害者の雇用が進まなくても仕方がない」については、肯定的回答が25.0%である。この答えは、人権教育・啓発事業への参加高群では12.3%、中群では13.3%、低群では19.3%であるのに対し、ゼロ群では27.6%と、学習参加の効果が考えられる結果になっている。

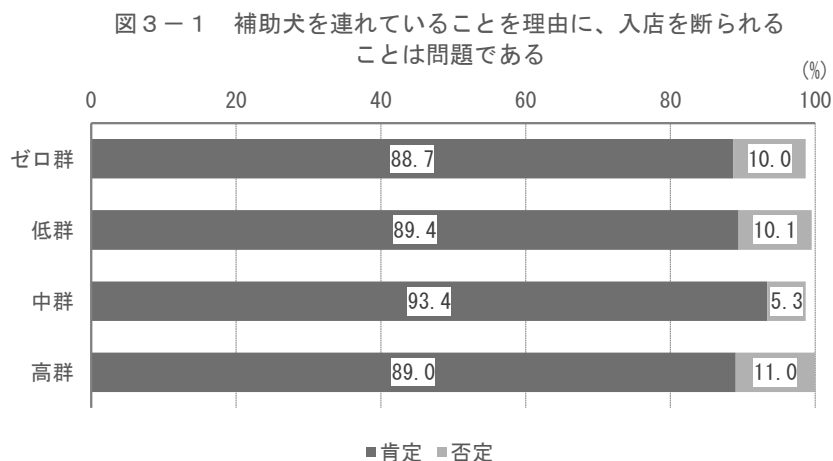


図3-2 多動の子どもが、じっとすることができないことを「親のしつけが悪い」と言うのは間違っている

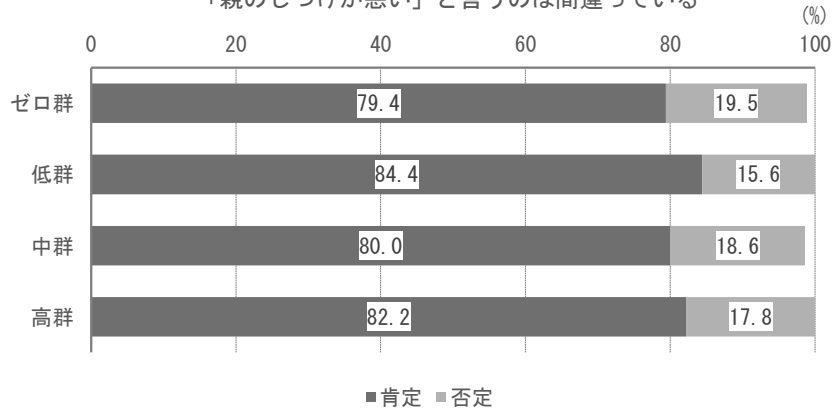


図3-3 精神に障害のある人に対しては、なんとなくこわいというイメージがあり、不安を感じる

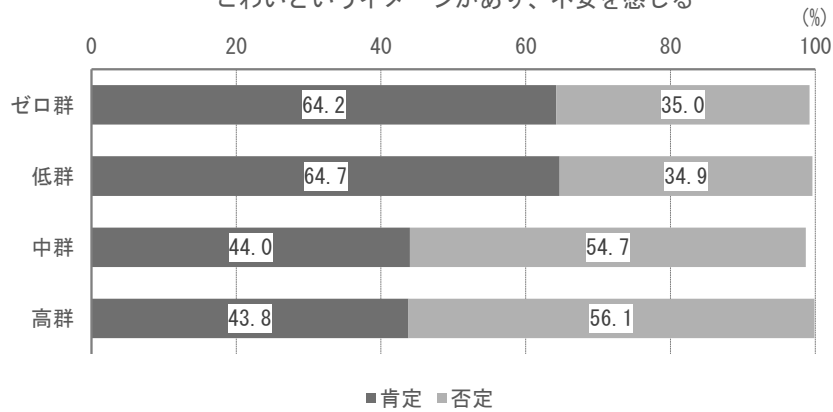
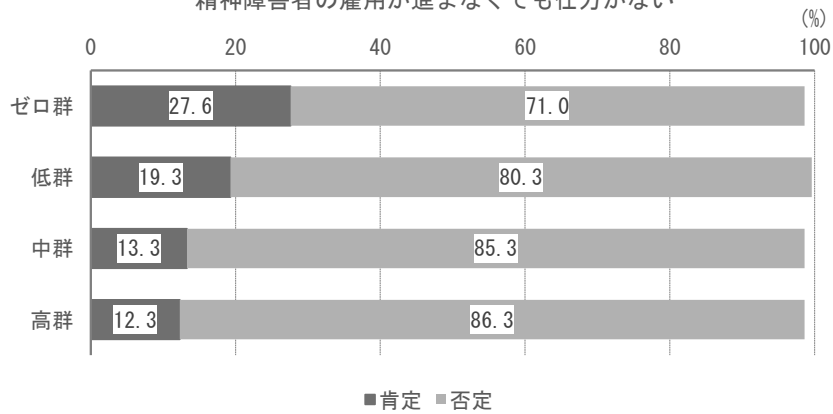


図3-4 企業は利潤が第一なのだから、知的障害者や精神障害者の雇用が進まなくても仕方がない

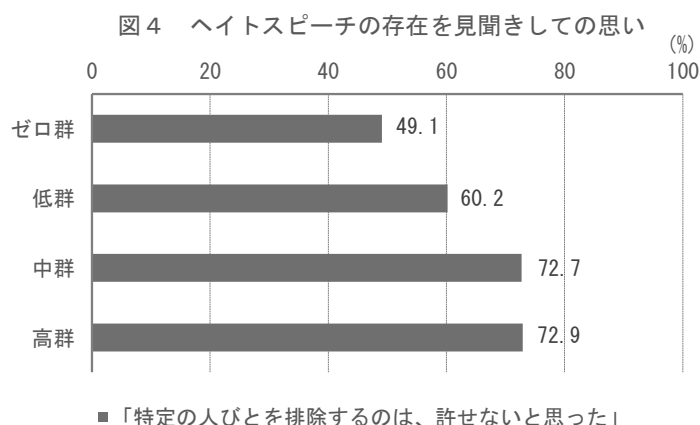


(4) ヘイトスピーチ問題

ヘイトスピーチの存在を知っている人は66.9%で、人権問題を学んだことがある学校が高等教育機関、後期中等教育機関、義務教育学校の順に知っている人が多く、学校で学んだことがないという人、覚えていないという人では、知っている人が少なくなっている。知っている人は、人権教育・啓発への参加高群では80.8%、中群では73.3%、低群では78.4%、ゼロ群では63.5%で、参加と不参加の差が見られる。

ヘイトスピーチを見聞きしたのは、「テレビ・ラジオや新聞などの報道で・・・」90.4%、「デモ等の様子をインターネットで・・・」35.5%、「啓発ポスターや啓発冊子等で・・・」18.5%、「直接・・・」15.2%、「家族、友達等から・・・」7.5%、「学校の授業で・・・」5.1%、「ヘイトスピーチに関する集会や研修会で・・・」2.0%、「おぼえていない」0.6%、「その他」0.3%の順になっている。人権問題を学校で学んだ人は、多くの選択肢に反応している。人権教育・啓発事業への参加高群では、「ヘイトスピーチに関する集会や研修会で・・・」が13.6%と比較的多く、高群、中群では「啓発ポスターや啓発冊子等で・・・」がそれぞれ30.5%、32.7%、「直接・・・」がそれぞれ20.3%、21.8%と多い。

ヘイトスピーチの存在を見聞きしての思いとしては、「特定の人びとを排除するのは、許せないと思った」53.6%、人権問題としての捉え方が弱い「日本に対する印象が悪くなると思った」30.0%が問題視する回答、「ヘイトスピーチされる側にも問題があると思った」19.9%、「ヘイトスピーチする側の主張も一理あると思った」23.2%、「『表現の自由』の範囲内のものだと思った」10.9%がヘイトスピーチを容認する回答で、「自分には関係ないと思った」8.8%、「特にない」7.7%が無関心の回答である。ただし、無関心は結果として現状容認となる。「その他」が5.6%ある。人権問題を学校で学んだことがある人に比べて、学んだことのない人に容認的回答が多く、覚えていない人に無関心的回答が多い。人権教育・啓発参加高群では、「日本に対する印象が悪くなると思った」が45.8%と多く、高群、中群では、「特定の人びとを排除するのは、許せないと思った」がそれぞれ72.9%、72.7%で、低群の60.2%、ゼロ群の49.1%を上回っている。ゼロ群では、「ヘイトスピーチされる側にも問題があると思った」が21.5%で、低群とゼロ群では、「自分には関係がないと思った」がそれぞれ6.4%、10.3%、「ヘイトスピーチをする側の主張も一理あると思った」がそれぞれ22.2%、24.3%、「『表現の自由』の範囲内のものだと思った」がそれぞれ9.9%、12.3%、「特にない」がそれぞれ6.4%、8.8%あり、学習参加、不参加の影響がうかがわれる。



(5) 部落問題（同和問題）

部落問題（同和問題）を初めて知った経路としては、「学校の授業・・・」31.0%、「家族・・・」23.9%、「・・・覚えていない」10.9%、「テレビ・ラジオ・新聞・本等・・・」6.4%、「友だち・・・」3.3%、「職場の人・・・」2.7%、「近所の人・・・」2.0%、「その他」1.8%、「京都府や市町村の広報誌や冊子・・・」1.2%、「親戚の人・・・」0.7%、「インターネット・・・」0.7%の順に多く、「被差別部落（同和地区）や部落差別（同和問題）について、知らない」は3.7%である。「学校の授業・・・」は1970年代以後教科書で部落問題（同和問題）が扱われるようになったことなどから、50歳代以下で半数ほどあるが、それでも40歳代以上は、若い層に比べて「家族・・・」が20%台あって、学校の授業に先立って知っていることも少なくないのである。人権問題を学校で学んだことがない人や覚えていない人には、「学校の授業・・・」はごく僅かで、後者では「・・・覚えていない」も19.9%ある。人権教育・啓発事業との関連は明確でない。この事業参加以前に知ることが多いことによる。

部落差別（同和問題）の認知状況として、「差別がある」「どちらかと言えば差別がある」の計は、「日常の交流や交際」については17.2%、「就職について」では22.7%、「結婚について」では40.9%、「引っ越しや住宅の購入等に際して」では21.1%、「インターネットを介した差別的な情報の拡散」では24.9%となっている。「差別はない」「ほとんど差別はない」の計は、それぞれ、51.7%、41.3%、25.6%、37.7%、23.8%である。「わからない」が多く、それぞれ、29.3%、34.3%、31.9%、38.0%、48.5%である。人権教育・啓発事業への参加高群では、差別があるとする人が、それぞれ、24.7%、35.6%、57.5%、28.7%、46.6%となっていて、差別を認知する人が多い傾向がある。中群では、差別があるとする人が、それぞれ25.3%、26.7%、49.3%、32.0%、37.3%で、やはり全体より差別認知率が高い傾向がある。低群で差別があるとする人は、それぞれ、18.8%、21.5%、42.2%、25.7%、33.1%で、数値は低いものの、全体よりは認知率が高い。学習によって差別の存在がわかるのであり、その重要性が示されている。「わからない」は参加度が高いほど少ない傾向がある。「引っ越しや住宅の購入等については、多くの市町村調査で、同和地区やその校区での住宅購入を避ける人が少なくないことが示されているが、ここでは部落（同和地区）出身者が引っ越しや購入する場合の問題として受け止められたと考えられる。

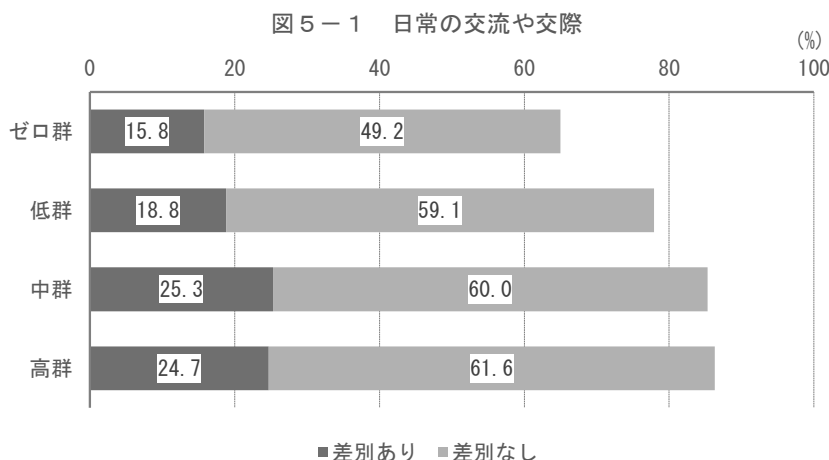


図5-2 就職について

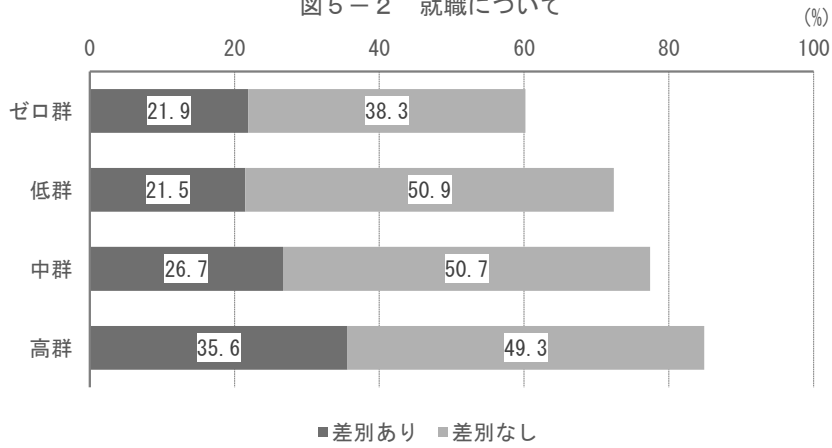


図5-3 結婚について

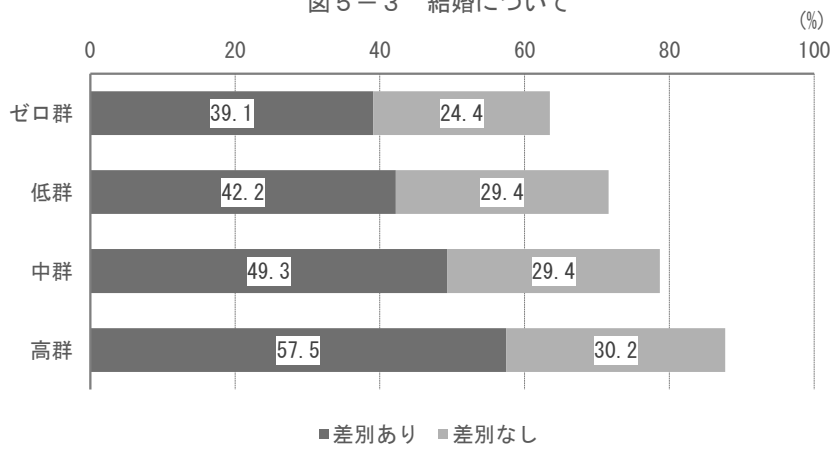


図5-4 引っ越しや住宅の購入等の際して

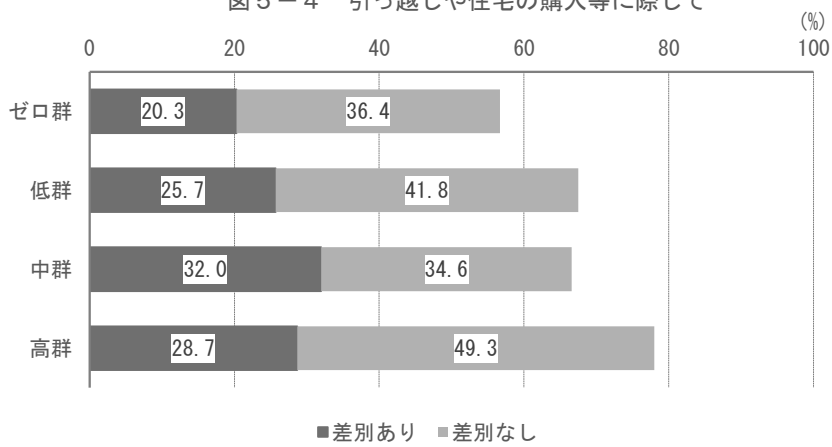
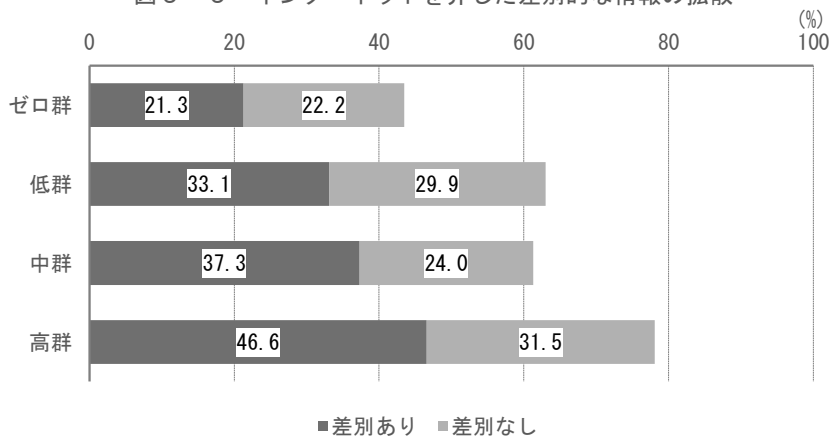


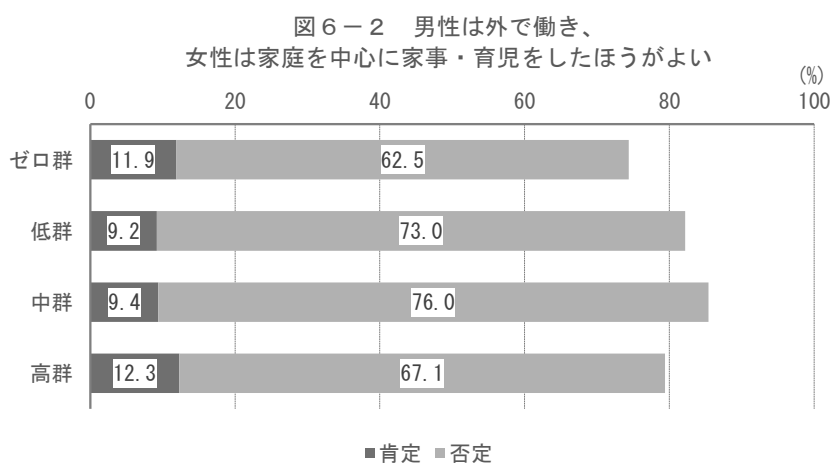
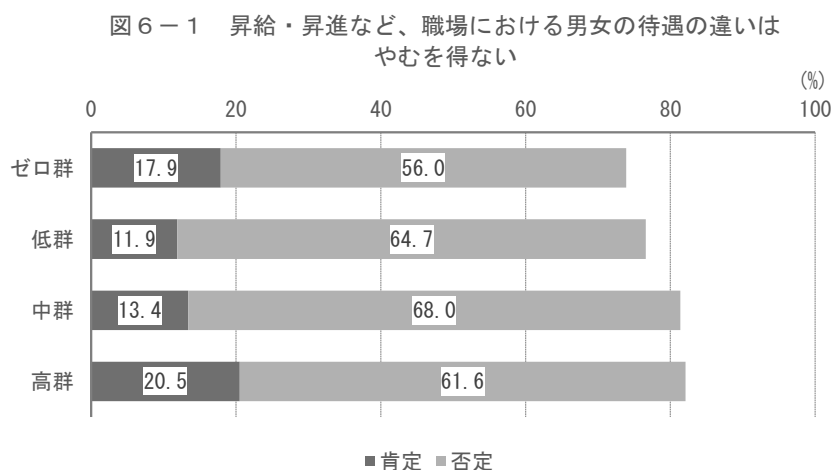
図5-5 インターネットを介した差別的な情報の拡散



(6) 女性の問題

「昇給・昇進など、職場における男女の待遇の違いはやむを得ない」という考えに対して、「そう思う」「どちらかと言えばそう思う」の肯定的回答が16.9%、「そう思わない」「どちらかと言えばそう思わない」の否定的回答が58.2%で、「どちらとも言えない」が22.9%である。この考えに否定的な回答は、人権教育・啓発事業への参加中群で多く、ゼロ群で少ない。

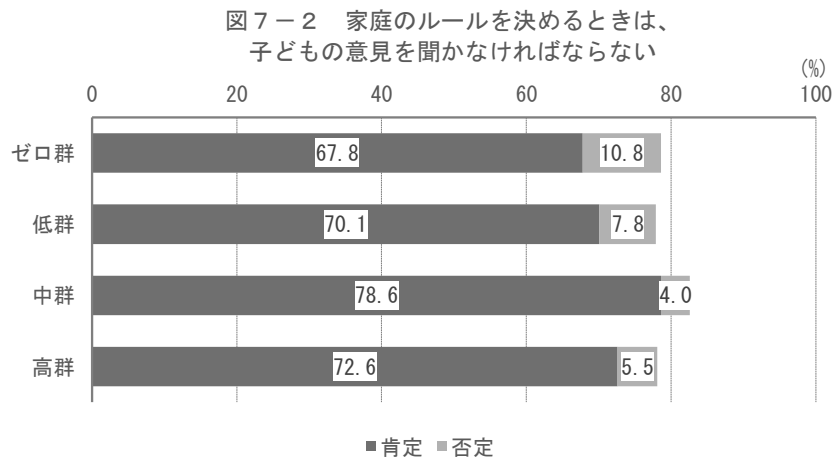
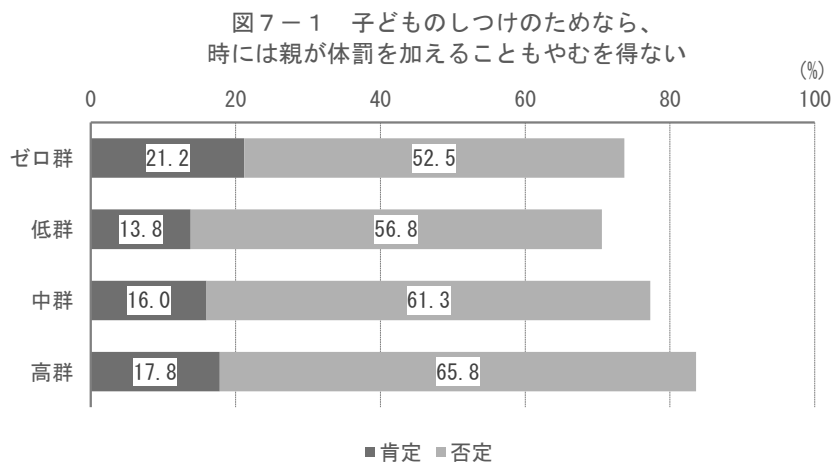
「男性は外で働き、女性は家庭を中心に家事・育児をしたほうがよい」については、肯定的回答が11.5%、否定的回答が64.9%、「どちらとも言えない」が22.1%で、人権問題を上級学校で学んだ人ほど、また人権教育・啓発事業に参加した人では否定的回答が多くなっている。



(7) 子どもの問題

「子どものしつけのためなら、時には親が体罰を加えることもやむを得ない」という考えに対して、肯定的回答が19.7%、否定的回答が54.2%で、「どちらとも言えない」が24.4%である。女性に否定的回答が多く、人権問題を上級学校で学んだ人ほど、また人権教育・啓発事業への参加度が高くなるほど、否定的回答が多くなっている。

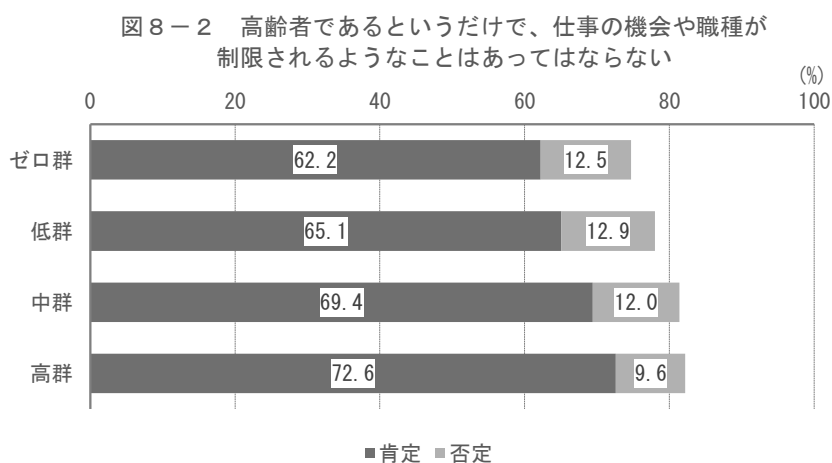
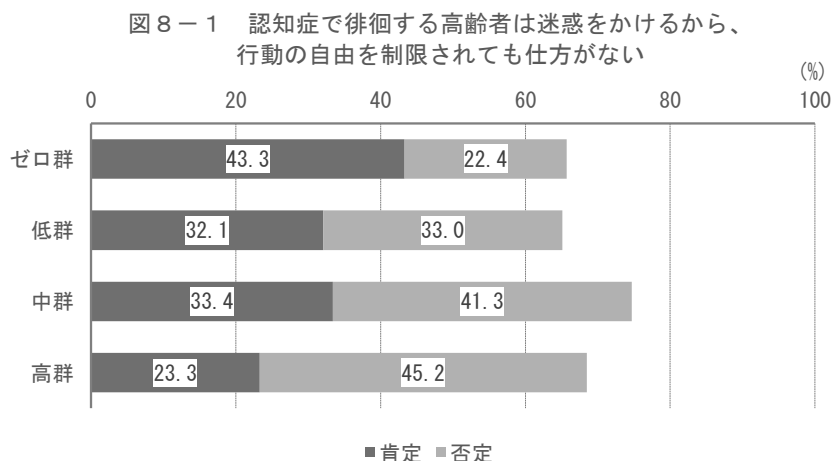
「家庭のルールを決めるときは、子どもの意見を聞かなければならない」については、肯定的回答が69.0%、否定的回答が9.8%、「どちらとも言えない」が19.5%で、人権問題を上級学校で学んだ人ほど肯定者が多い。人権教育・啓発事業への参加中群で肯定が多く、高群と低群がこれに次いでいる。



(8) 高齢者問題

「認知症で徘徊する高齢者は迷惑をかけるから、行動の自由を制限されても仕方がない」という考えに対して、肯定的回答が40.3%、否定的回答が26.0%で、「どちらとも言えない」が32.8%である。人権問題を上級学校で学んだ人ほど、また人権教育・啓発事業への参加度が高い人ほど、否定的回答が多い。

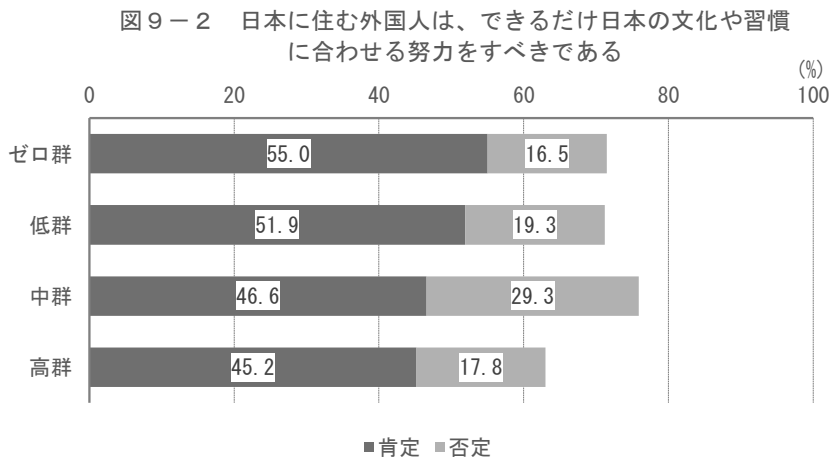
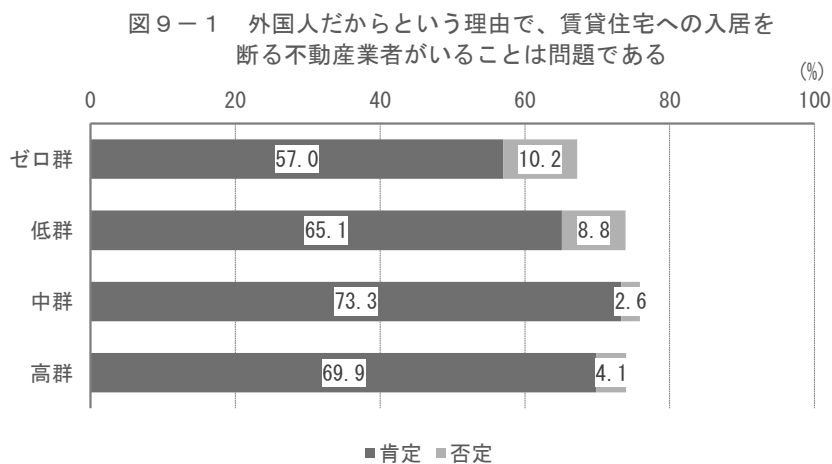
「高齢者であるというだけで、仕事の機会や職種が制限されるようなことがあってはいけない」について、肯定的回答が63.4%、否定的回答が12.4%、「どちらとも言えない」が23.4%である。これを肯定する人は、人権教育・啓発事業への参加度が高い人ほど多い。



(9) 外国人の問題

「外国人だからという理由で、賃貸住宅への入居を断る不動産業者がいることは問題である」という考えに対して、肯定的回答が59.7%、否定的回答が9.4%、「どちらとも言えない」が30.0%である。人権問題を高等教育機関で学んだ人に肯定者が多く、人権教育・啓発事業への参加中群、高群、低群の順に肯定者が多い。

「日本に住む外国人は、できるだけ日本の文化や習慣に合わせる努力をすべきである」については、肯定的回答が53.6%、否定的回答が17.6%で、「どちらとも言えない」が27.7%である。この考えは、共生より同化に傾いている。人権問題を高等教育機関で学んだ人や人権教育・啓発事業への参加高群と中群では、他の群よりこの考えに対する肯定者は少ない。



(10) その他の問題

「H I V感染者等に対して、医療機関が治療や入院を断ることは問題がある」という考えに対して、肯定的回答が69.9%、否定的回答が6.2%、「どちらとも言えない」が22.8%である。人権問題を学校で学んだ人に肯定者が多く、人権教育・啓発事業への参加中群、高群の順に肯定者が多い。

「犯罪被害者について、報道によってプライバシーが侵害されたり、私生活の平穏が保てなくなることは問題である」について、肯定的回答が84.2%、否定的回答が4.3%、「どちらとも言えない」が10.4%である。人権問題を学校で学んだ人に肯定者が多く、人権教育・啓発事業への参加中群、低群に肯定者が多い。

「ホームレスであることを理由に宿泊施設がその利用を拒否することがあってもやむを得ない」という考えに対して、肯定的回答が25.9%、否定的回答が31.7%、「どちらとも言えない」が41.1%ある。人権問題を上級学校で学んだ人ほど否定者が多く、人権教育・啓発事業への参加高群と中群、低群、ゼロ群の順に否定者が多い。

「L G B T等、性的少数者であることを身近な人にも言えない社会は問題である」については、肯定的回答が65.7%、否定的回答が6.6%、「どちらとも言えない」が26.1%である。肯定者は、人権問題を上級学校で学んだ人ほど、また人権教育・啓発事業への参加中群、低群、高群、ゼロ群の順に多い。

「刑を終えて出所した人が、更生した後も、インターネットなどで過去の犯罪歴を調べられることがあってもやむを得ない」について、肯定的回答が32.0%、否定的回答が34.3%、「どちらとも言えない」が32.9%と三分されている。否定者は、人権問題を上級学校で学んだ人ほど、また、人権教育・啓発事業への参加中群、高群と低群、ゼロ群の順に多い。

図10-1 HIV感染者等に対して、医療機関が治療や入院を断ることは問題である

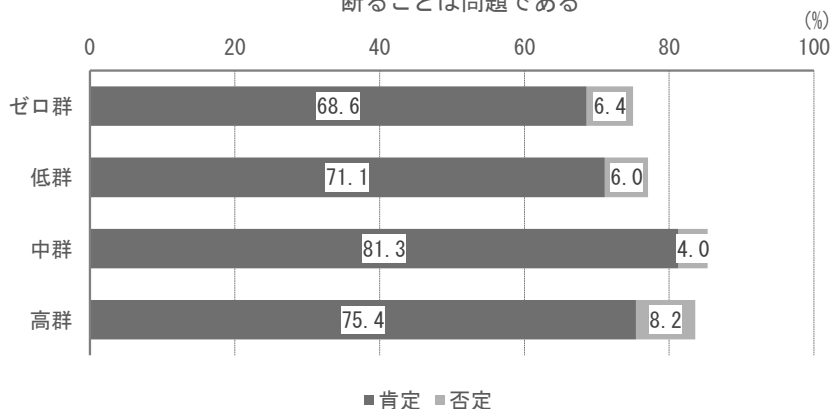


図10-2 犯罪被害者について、報道によってプライバシーが侵害されたり、私生活の平穏が保てなくなることは問題である

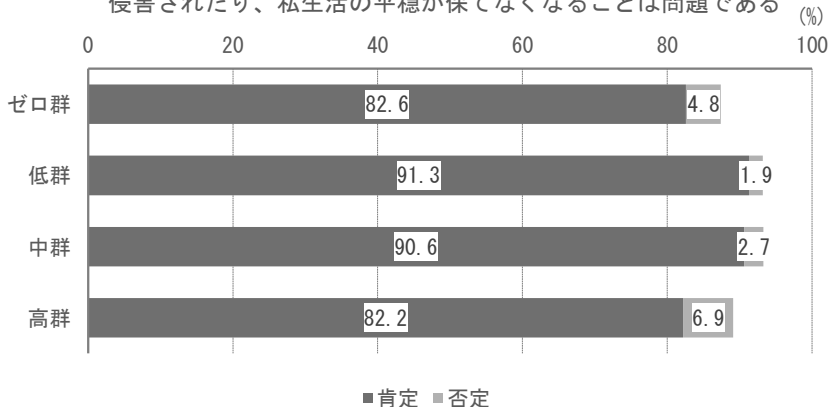


図10-3 ホームレスであることを理由に宿泊施設が
その利用を拒否することがあってもやむを得ない

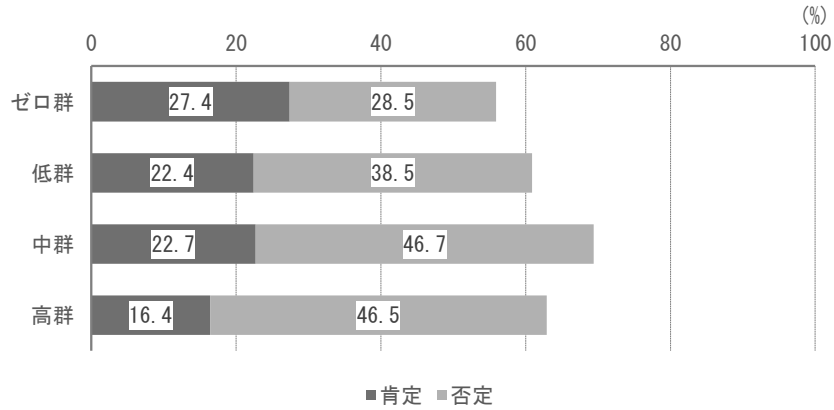


図10-4 LGBT等、性的少数者であることを身近な人にも
言えない社会は問題である

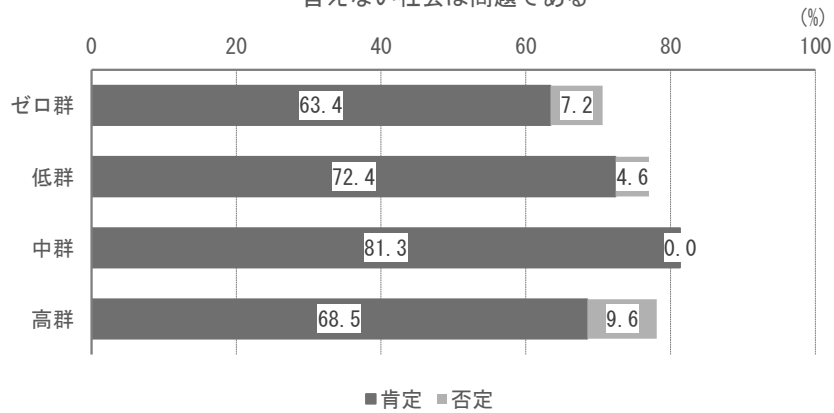
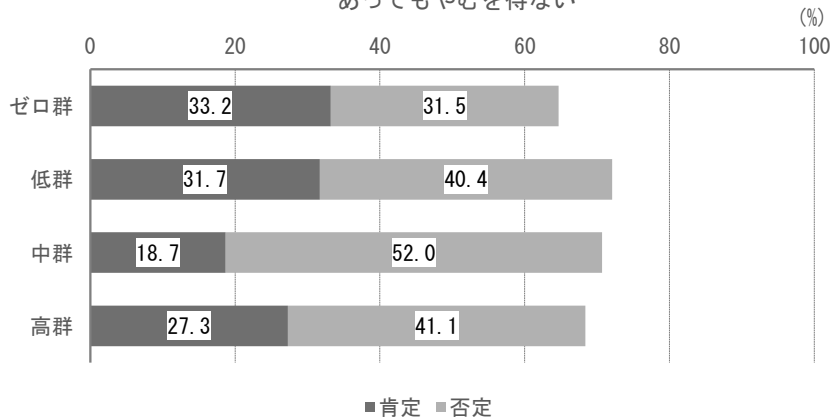


図10-5 刑を終えて出所した人が、更生した後も、
インターネットなどで過去の犯罪歴を調べられることが
あってもやむを得ない



(11) 結婚問題

自分の子どもの結婚相手が「被差別部落（同和地区）出身者」であった場合、「子どもの意思を尊重し問題にしない」と言う人は45.9%、「親としては反対だが、子どもの意思を尊重する」が42.6%、「絶対に結婚を認めない」が9.3%であって、まだ避ける姿勢の人が半数以上ある。「・・・問題にしない」は、人権問題を高等教育機関で学んだ人に多い。この答えは、人権教育・啓発事業への参加高群で63.0%、中群で65.3%、低群で52.8%、ゼロ群で42.2%となっている。部落差別として結婚について「ほとんど差別はない」「差別はない」「わからない」としていた人の合計よりも、「・・・問題にしない」の値は下回っているのであり、実際には差別が多いことを示唆している。

自分の子どもの結婚相手が「日本で生まれ育った在日韓国・朝鮮人」の場合、「子どもの意思を尊重し問題にしない」が47.7%、「親としては反対だが、子どもの意思を尊重する」が38.9%、「絶対に結婚を認めない」が11.1%である。「・・・問題にしない」は、人権問題を高等教育機関で学んだ人に多い。この答えは、人権教育・啓発事業への参加高群で61.6%、中群で65.3%、低群で52.3%、ゼロ群で44.8%となっている。

同様に、子どもの結婚相手が「日本で働き、永住を希望している日系外国人」の場合、「子どもの意思を尊重し問題にしない」が59.8%、「親としては反対だが、子どもの意思を尊重する」が33.8%、「絶対に結婚を認めない」が4.2%である。「・・・問題にしない」は、人権問題を高等教育機関で学んだ人に多い。この答えは、人権教育・啓発事業への参加高群で65.8%、中群で73.3%、低群で65.6%、ゼロ群で57.5%である。

子どもの結婚相手が「障害のある人」の場合、「子どもの意見を尊重し問題にしない」が34.2%、「親としては反対だが、子どもの意思を尊重する」が54.0%、「絶対に結婚を認めない」が9.5%である。「・・・問題にしない」は、人権問題を高等教育機関で学んだ人に多く、人権教育・啓発事業への参加高群では43.8%、中群では49.3%、低群では33.9%、ゼロ群では32.7%で、高群・中群と低群・ゼロ群の間に差がある。

図11-1 被差別部落（同和地区）出身者

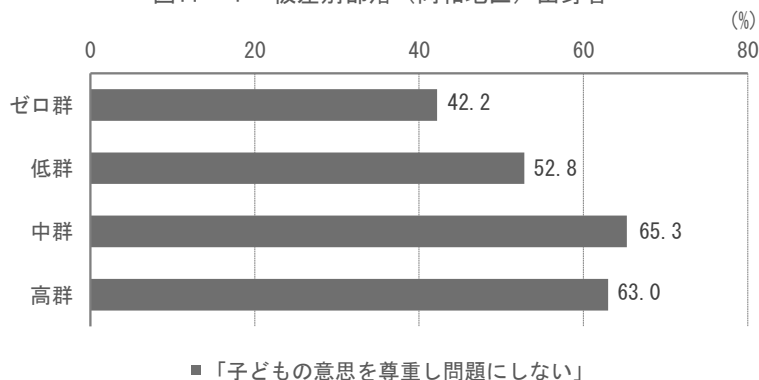
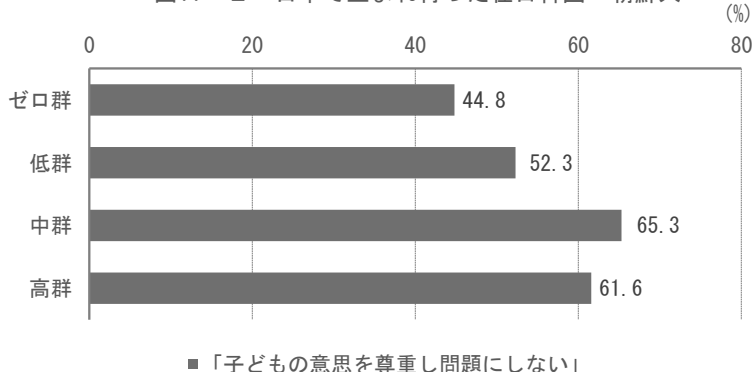
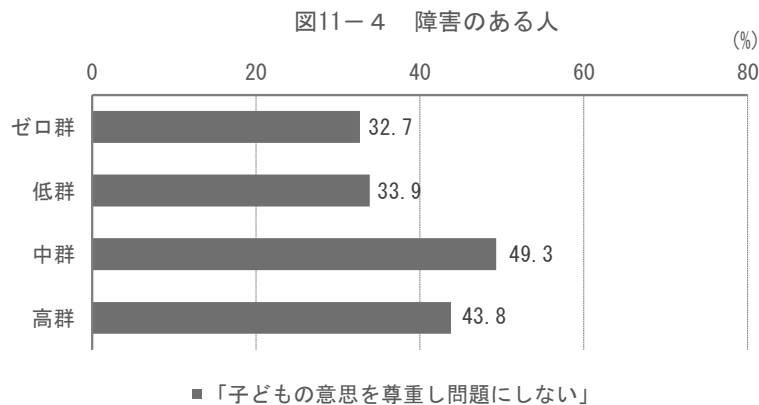
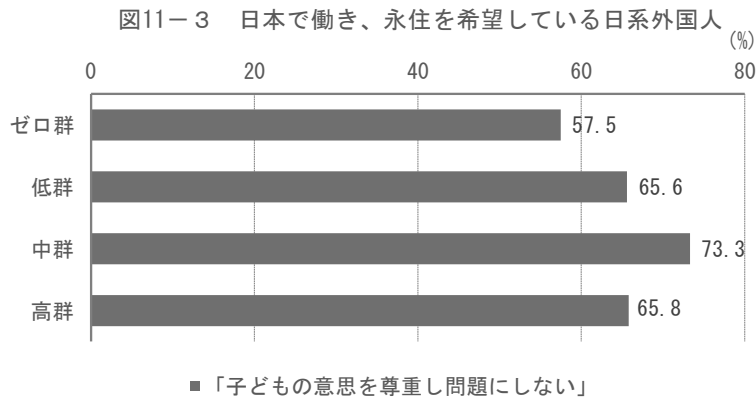


図11-2 日本で生まれ育った在日韓国・朝鮮人





(12) 土地問題

居住地を選ぶ際に、価格等以外の要素で避けることがあり、そこには差別が介在していることが少なくないことが指摘されている。「被差別部落（同和地区）内に物件がある」場合は、「避けると思う」「どちらかと言えば避けると思う」が68.9%、「避けないと思う」「どちらかと言えば避けないと思う」が29.0%である。避ける姿勢が多いのは、人権教育・啓発事業への参加高群では52.0%、中群では57.3%、低群では64.2%、ゼロ群では71.5%と、参加の種類が多いほど、避ける人の率が下がるとはいえ、絶対数は多い。人権問題を高等教育機関で学んだ人は、他よりも避ける人が少ない。

「被差別部落（同和地区）の地区外であるが、被差別部落（同和地区）と同じ小学校区に物件がある」場合は、「避けると思う」「どちらかと言えば避けると思う」が48.0%、「避けないと思う」「どちらかと言えば避けないと思う」が49.8%と拮抗していて、部落差別の深刻さがうかがわれる。避ける姿勢の人が多いのは、人権教育・啓発事業への参加高群では28.8%、中群では32.0%、低群では42.3%、ゼロ群では51.2%と、ここでも参加の種類が多い人ほど避ける人の率が少ない。人権問題を高等教育機関で学んだ人は、避ける人が比較的少なくなっている。

「近くに低所得者など、生活が困難な人が多く住んでいる」については、「避けると思う」「どちらかと言えば避けると思う」が55.3%、「避けないと思う」「どちらかと言えば避けないと思う」が42.5%で、避ける姿勢の人が多いのは、人権教育・啓発事業への参加高群では39.7%、

中群では41.3%、低群では58.7%、ゼロ群では56.5%になっており、高群、中群に避ける人が比較的少ない。

「近くに外国人住民が多く住んでいる」では、「避けると思う」「どちらかと言えば避けると思う」が48.4%、「避けないと思う」「どちらかと言えば避けないと思う」が49.5%である。避ける姿勢の人は、人権教育・啓発事業への参加高群では37.0%、中群では41.3%、低群では42.2%、ゼロ群では50.6%となっていて、参加度が関係している。人権問題を高等教育機関で学んだ人は、この答えが少ない。

「近くに障害者施設がある」については、「避けると思う」「どちらかと言えば避けると思う」が21.8%、「避けないと思う」「どちらかと言えば避けないと思う」が76.1%である。避ける姿勢の人は、人権教育・啓発事業への参加高群では13.7%、中群では13.3%、低群では19.7%、ゼロ群では23.3%と、参加との関連は認められる。人権問題を高等教育機関で学んだ人には、この答えが少ない。障害者施設として一括して尋ねているので、回答者がどのような施設をイメージしているのか定かでないが、施設の種類によっては避ける傾向が多いことが他市の調査で示されている。

「近くに保育所・幼稚園がある」については、「避けると思う」「どちらかと言えば避けると思う」が9.3%、「避けないと思う」「どちらかと言えば避けないと思う」が88.9%である。避けない姿勢の人は、人権問題を学校で学ばなかった人や覚えていない人でも多く、人権教育・啓発事業への参加高群では93.1%、中群では94.6%、低群では92.7%、ゼロ群では87.5%で、参加・不参加の差はある。

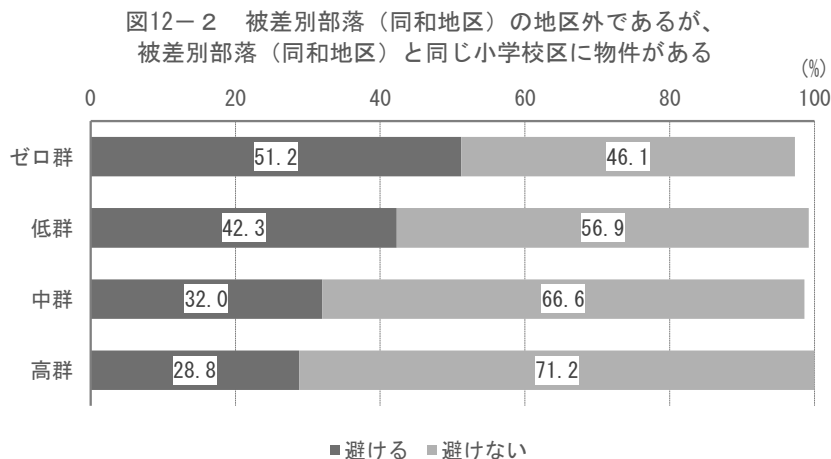
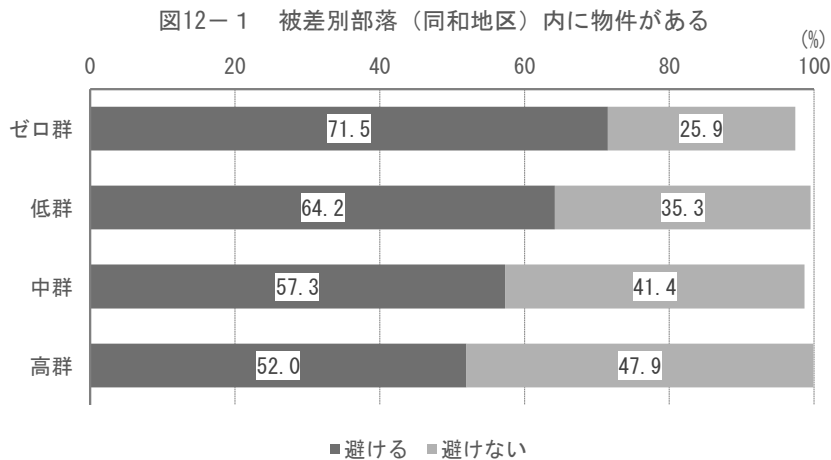


図12-3 近くに低所得者など、生活が困難な人が多く住んでいる

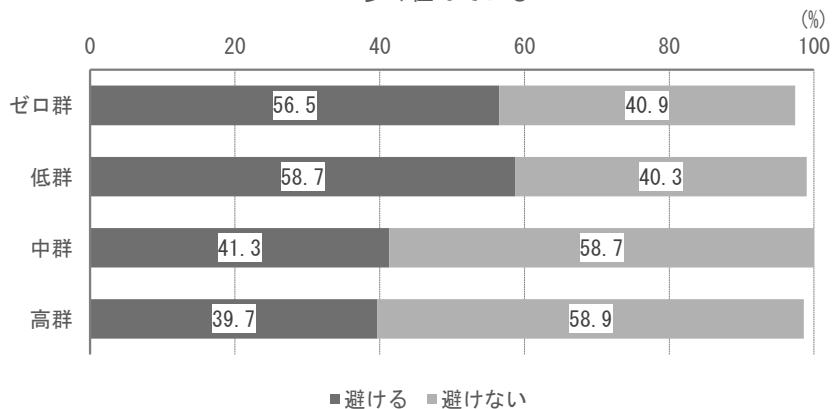


図12-4 近くに外国人住民が多く住んでいる

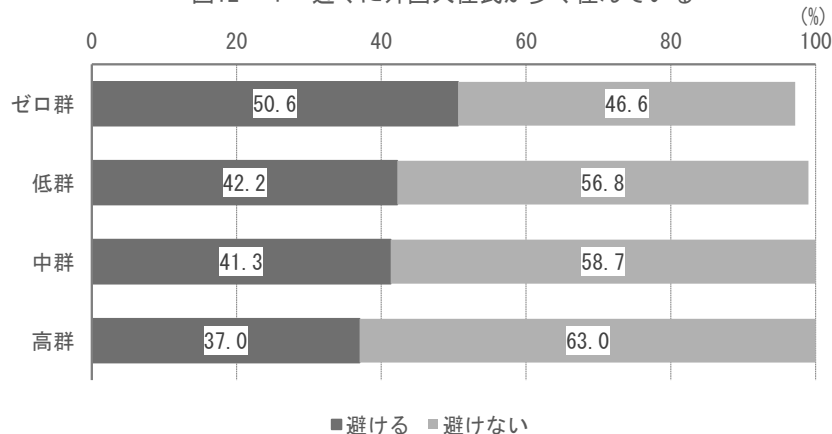


図12-5 近くに障害者施設がある

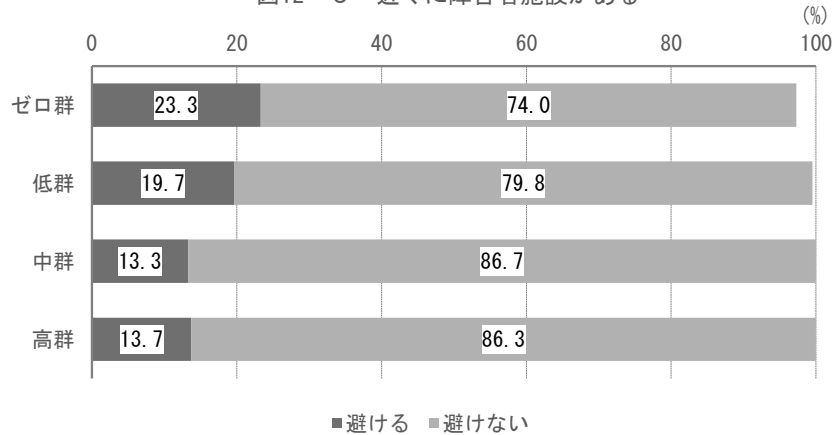
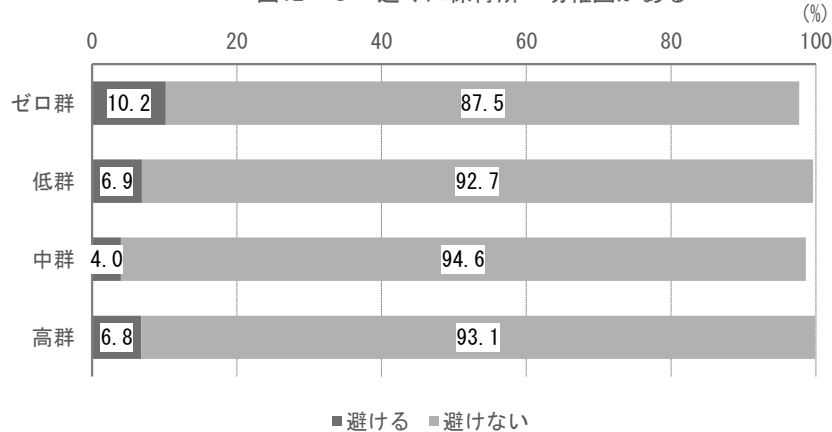


図12-6 近くに保育所・幼稚園がある



(13) インターネットによる人権侵害

インターネットによる人権侵害の多発が言われているが、その内容として「他人を誹謗中傷する情報が掲載されること」については、82.6%の人があげ、以下「ラインやツイッターなどによる交流が犯罪を誘発する場となっていること」63.5%、「プライバシーに関する情報が掲載されること」62.5%、「他人に差別をしようとする気持ちを起こさせたり、それを助長するような情報が掲載されること」58.9%、「リベンジポルノが行われていること」53.0%、「ネットポルノが存在していること」44.5%、「捜査の対象となっている未成年者の実名や顔写真が掲載されること」35.0%、「特定の地域が被差別部落である、または、あったと指摘する情報が掲載されること」31.5%と続いている。

人権教育・啓発事業への参加高群、中群は、これらのうち、「ネットポルノ・・・」については、それぞれ57.5%、53.3%、「・・・未成年者の・・・掲載」については、それぞれ45.2%、42.7%、「・・・被差別部落（同和地区）・・・」については、それぞれ46.6%、48.0%と多く、参加による認知が多いことが考えられる。「・・・被差別部落（同和地区）・・・」については、人権問題を学校で学んだ人も多くあげている。

(14) 新型コロナウイルス感染症に関わる人権侵害の認識

新型コロナウイルス感染が広がる中で、人権侵害も見られるが、これに関して「日常生活において、特定の国の出身者との接触は避けたい」ということについては、「そう思う」「どちらかと言えばそう思う」が31.2%、「そうは思わない」「あまりそう思わない」が66.3%で、この考えに否定的な反応は、人権問題を高等教育機関で学んだ人に多く、人権教育・啓発事業への参加高群では71.3%、中群では76.0%、低群では72.0%、ゼロ群では64.3%と、参加・不参加で差がある。

「日常生活において、医療従事者との接触は避けたい」は、肯定が8.0%、否定が89.7%で、人権教育・啓発事業参加度による差はない。

「一度感染した人やその家族とは、たとえ回復しても付き合いたくない」は、肯定が6.6%、否定が91.2%で、この考えに否定的な反応は、人権問題を学校で学んだ人に多く、人権教育・啓発事業への参加度による差は乏しい。

「若い世代が感染を広げないよう、もっと責任のある行動をすべきだ」とする人は、肯定が77.2%、否定が20.6%で、人権教育・啓発事業への参加高群では否定者が26.0%と比較的多い。

「マスクをつけていない人はモラルが低い」という考えに対しては、肯定が78.9%あり、否定が19.0%である。人権問題を高等教育機関で学んだ人には否定者が26.4%と比較的多い。

「インターネット上の情報は、うのみにはできない」は、肯定が87.9%、否定が8.7%で、人権教育・啓発事業への参加中群では肯定的回答が他より少ない。

「ウイルスの拡散防止に役立つならば、自分の人権をある程度犠牲にしてもかまわない」については、肯定が33.9%、否定が62.2%で、この考えに肯定的反応は、人権教育・啓発事業への参加高群、人権問題を学校で学ばなかった人や覚えていない人に多く、解釈が多様であることが考えられる。

(15) 新型コロナウイルス感染症による心理的影響

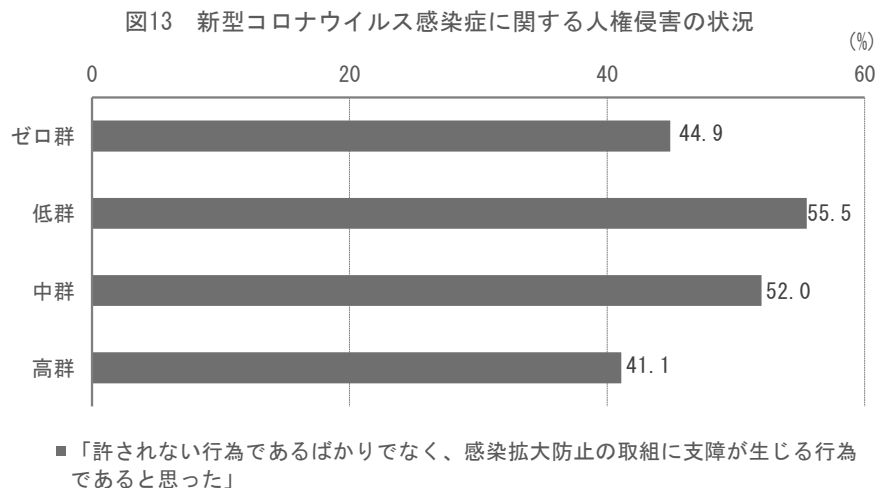
「外出の機会が減ったことに、ストレスを感じる」ということについては、「そう思う」「どちらかと言えばそう思う」が50.5%、「そうは思わない」「あまりそう思わない」が47.3%で、ストレスを感じている人は、人権問題を学校で学ばなかった人、覚えていない人では少ない。

「友人・知人との付き合いが減り、孤立感を感じる」については、肯定が28.3%、否定が69.2%で、孤立感を感じない人は、人権問題を学校で学ばなかった人、覚えていない人に多い。

「同居家族との関係にストレスを感じる」については、肯定が11.4%、否定が76.7%で、学習への参加度とはあまり関係がない。

(16) 新型コロナウイルス感染症に関する人権侵害の状況

「実社会やインターネット上で、感染した人を特定しようという行為が行われていること」に対する反応として、「許されない行為であるばかりでなく、感染拡大防止の取組に支障が生じる行為であると思った」が46.6%である。人権教育・啓発事業への参加高群では41.1%、中群では52.0%、低群では55.5%、ゼロ群では44.9%と、中群と低群で多く、高群が意外に少ない。人権問題を上級学校で学んだ人ほど高率である。「自分の身近な地域などで感染が判明した場合であれば、やむを得ないと思った」は26.1%で、高群に31.5%と多い。「自分には関係のないことだと思った」は2.7%、「特に問題視するようなことではないと思った」は7.0%、「その他」は3.7%、「わからない」は10.6%であり、少ない。



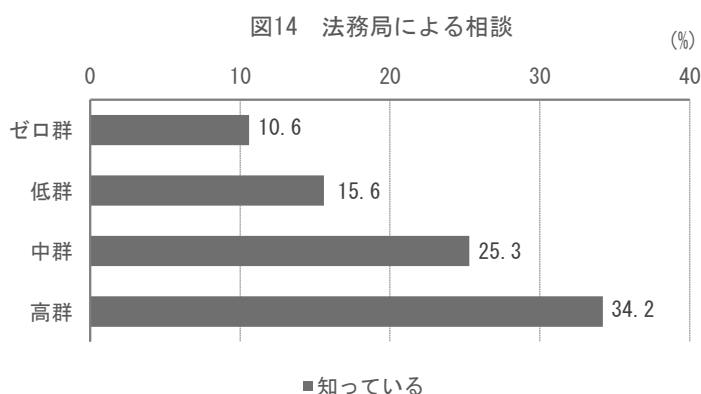
(17) 人権侵害の経験

経験した人権侵害は、「パワーハラスメント」41.3%、「あらぬ噂や悪口による、名誉・信用などの侵害」39.4%、「企業・団体による不当な扱い」17.3%、「差別待遇」と「プライバシーの侵害」それぞれ16.8%、「セクシャルハラスメント」10.6%、「地域での暴力、脅迫、無理強い、仲間外れ」9.6%、「家庭での暴力や虐待」8.2%、「公的機関による不当な扱い」5.3%、「インターネットによる人権侵害」と「その他」それぞれ4.3%、「わからない」3.4%の順に多い。「あらぬ噂・・・」は人権教育・啓発事業への参加高群に、「企業・団体による不当・・・」は人権問題を高等教育機関で学んだ人に、「差別待遇」は人権教育・啓発事業への参加低群に、「公的機関による不当・・・」は人権問題を高等教育機関で学んだ人に多く見られる。

人権侵害への対応として、「なにもしないでそのままにした」40.9%、「家族や友人など信頼できる人に相談した」30.3%、「相手に対して人権侵害であるとして注意したり、抗議した」16.3%、「公的機関に相談した」9.6%、「その他」9.1%、「職場の相談窓口で相談した」8.7%、「弁護士等に相談した」3.8%、「わからない」2.9%、「NPO法人等民間団体に相談した」1.0%の順に多い。「なにもしないで・・・」は、人権教育・啓発事業への参加ゼロ群で43.5%、

低群で33.3%であるが、高群、中群は経験者そのものの数が少ないので、統計的分析には限界がある。

人権相談窓口として、「法務局による相談」は13.2%が知っており、82.7%が知らない。人権教育・啓発事業への参加高群、中群、低群、ゼロ群の順に認知者が多い。「人権擁護委員による相談」は17.6%が知っていて、78.1%が知らない。人権教育・啓発事業への参加高群と中群、低群、ゼロ群の順に認知されている。「京都府が実施する人権問題法律相談」は13.3%が知っており、82.4%が知らない。人権教育・啓発事業への参加中群、低群と高群、ゼロ群の順に認知されている。「市町村が実施する相談」は33.0%が知っていて、64.2%が知らない。ここでは、人権教育・啓発事業への参加中群、高群、低群、ゼロ群の順に認知者が多い。概して認知には学習効果が大きいと考えられる。



(18) 必要な人権施策

人権尊重社会実現に必要な施策としては、「学校等における人権教育を充実させる」68.8%、「人権侵害に対する相談体制を充実させる」26.2%、「家庭での人権教育を支援する」23.9%、「差別行為を規制する法を整備する」23.6%、「企業、事業所における人権尊重に向けた取組を支援する」20.8%、「人権侵害について調査を実施し、実態把握に努める」17.4%、「人権意識を高めるための啓発活動を推進する」15.8%、「公務員等人権と関わりの深い職業に従事する人の人権意識を高める」11.6%、「住民やNPO等の団体による人権尊重に向けた取組を支援する」8.2%、「その他」1.4%の順に多く、「特にない」は6.7%である。「学校・・・」は人権問題を学校で学んだことがない人で少なく、「・・・法を整備・・・」は人権問題を学校で学んだ人に多い。「・・・事業所・・・」は人権教育・啓発事業への参加高群、次いで低群に多く、学校で学んだ人に多い。「・・・啓発活動・・・」は高群と中群に多く、「特にない」は学校で学んだことがない人、覚えていない人に多い。

(19) まとめ

教育・啓発事業への参加等人権問題学習への参加は、特に差別の存在についての認知で大きな機能を果たしている。人権意識にも影響が見られるが、なお取組が必要である。問題解決の行動につながるには、さらに繰り返しの学習が求められる。参加高群、中群、低群の順に効果が見られるものが多いとはいえ、中群が高群を上回る例も少なくない。学習効果の高い職場の学習参加者は、日常家庭や地域にいることが多く、地域での学習に参加することの多い人に比べ

て、他の種類の事業に参加しにくいこともあり、中群には入っていても高群には入っていない人も多いのである。それだけに、職域での学習機会が重要になる。

人権問題への関心が薄い人は教育・啓発事業に参加することが少ないので、学習への参加が関心を高めたとは一概には言えないということも考えられるが、これまで各地での調査で明らかになっていることは、これらの人権教育・啓発事業が他の事業とセットになっていることも多いことや、職場での学習機会の設定の仕方なども考慮すると、参加者も必ずしも元々関心の高い人とは言いきれず、参加による学習効果を認めなければならない。

もっとも、事業不参加の人に関心の薄い人が多いのも事実であり、参加の機会を増やす工夫が必要である。インターネットによる人権侵害に気づいている人も多く、多様な学習方法が望まれるが、マスメディアの利用やインターネットの活用なども進めなければならないのである。

新型コロナウイルス感染の広がりに伴う問題は、最近のことであり、まだ人権教育・啓発事業で取り上げられることが多いとは言えない状況下での調査であることから、それらの事業への参加の効果については、まだ確たるものではない。ただし、様々な人権問題の学習で把握されたことの応用が効くということもあり得るのであり、そのような人権学習の展開が望まれるのである。

学校で人権問題を学んだことの効果もうかがわれる。すべての人が学ぶことになっている小中学校での教育に加えて、上級学校でも学ぶことの意味は大きいことが示されている。大学等高等教育機関では、半年なり年間を通じての科目として人権問題を学習することによって、認識を深めることができる。ただ選択科目としての位置づけであることが多く、すべての学生が学んでいるとは言えない。さらに多くの人々が学ぶことができるようにすることが課題である。学習効果が大きくなるには、回を重ね積み上げる継続学習が重要であり、社会教育においても、このような学習の機会を多くしなければならない。特にリーダー的役割を果たす人にとっては、継続的学習は不可欠である。